毎週火・金曜日発行

※北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　23
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　23

告　　示

北海道告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、道営土地改良（留寿都西部地区畑地帯総合整備［担い手支援型］（区画整理、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成18年７月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年７月18日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により平成18年７月18日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成18年７月18日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道

２　路線名　　旭川多度志線

３　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
旭川市江丹別町嵐山148番５地先から 旭川市江丹別町嵐山252番６地先まで	前	14.50ｍから 136.00ｍまで	952.00ｍ	－－
	後	14.50ｍから 136.00ｍまで	952.00ｍ	－－
旭川市江丹別町嵐山148番５地先から 旭川市江丹別町嵐山250番３地先まで	後	14.50ｍから 136.00ｍまで	949.00ｍ	－－
旭川市江丹別町嵐山241番３地先から 旭川市江丹別町嵐山250番３地先まで	前	16.50ｍから 35.00ｍまで	175.00ｍ	－－
	後	16.50ｍから 37.00ｍまで	202.00ｍ	－－

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,770円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社